高崎市介護給付費·訓練等給付費支給基準

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)の支給決定においては、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「施行令」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(支給基準)

第2条 介護給付費の支給に関する基準及び法第22条第7項に規定する支給量(以下「支給量」という。)の1ヶ月あたりの上限(以下、「上限支給量」という。)は別紙に定めるとおりとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。 (施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日において現に改正前の別紙第2及び第6の規定により、身体介護、家事援助及 び重度訪問介護の決定を受けるとともに介護保険の同種類のサービスを併給する者のう ち改正後の別紙第27からオのいずれかに該当しない者の利用については、身体介護、家事 援助及び重度訪問介護の支給量が施行日の支給量(施行日以降に支給量が変更された者に あっては、施行日時点の支給量と変更後の支給量の小なる方))を超えない場合に限り、

別紙第2の規定にかかわらず当分の間なお従前の例により支給することができる。 (多野郡吉井町の編入に伴う経過措置)

3 平成21年5月31日時点で吉井町において短期入所、行動援護、身体介護、家事援助及び重度訪問介護の支給決定を受けていた者のうち、改正後の別紙に規定する上限支給量を上回る決定を受けていた者の利用については、短期入所、行動援護、身体介護、家事援助及び重度訪問介護の支給量が平成21年5月31日の支給量(施行日以降に支給量が変更された者にあっては、施行日時点の支給量と変更後の支給量(上限支給量未満の決定を受けた者にあっては上限支給量)の小なる方))を超えない場合に限り当分の間支給することができる。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。